



【資料3】

諮問第 21 号

丹波市特別職報酬等審議会

丹波市特別職の報酬等の額について（諮問）

丹波市特別職報酬等審議会条例（平成 16 年丹波市条例第 43 号）第 2 条の規定により、本市の常勤の特別職の報酬等について下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問する事項
 - (1) 議会の議員の報酬の額
 - (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

平成 30 年 12 月 11 日

丹波市長 谷口 進

